

経 済 産 業 省

官 印 省 略
平成19・10・01製局第1号
平成19年10月1日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

場外車券発売施設の設置に関する指導要領について

上記の件については、平成19年10月1日に自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）第2条が施行されましたが、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条第1項及び第15条第1項の運用等については、今後、下記によることとしたので、改めて適切な指導監督及び周知徹底をお願いします。

なお、平成18年12月28日付け平成18・12・22製局第3号「場外車券発売施設の設置に関する指導要領について」は廃止します。

記

- 1 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第5条第1項に基づく場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該場外車券発売施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分行ったことを証する書面を提出するよう求めること。ただし、競馬法（昭和23年法律第158号）、自転車競技法、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）若しくはモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に基づき設置された施設等又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を受けた施設等を場外車券発売施設として用いる場合又は当該施設等に隣接して場外車券発売施設を設置する場合には、地域社会への十分な調整が行われたことを内容とする書面の提出を求めること。
- 2 自転車競技法第5条第1項に基づく場外車券発売施設の設置の許可申請に当たり、申請者が施行者以外の者であるときは、必要に応じ、少なくとも一の競輪施行者が当該場外車券発売施設を使用する予定であることを示す書面を提出するよう求めること。
- 3 施設の整備改善に関する事項について、必要ある場合は自転車競技法第23条第1項の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた競輪振興法人に意見を求めること。
- 4 設置するに当たっては、当該場外車券発売施設の設置場所を管轄する警察署、消防署等とあらかじめ密接な連絡を行うよう指導すること。